

地価公示と地価調査について

区 分	地 価 公 示	地 価 調 査
根拠法令条項	地価公示法 (昭和44年法律第49号) 第2条第1項	国土利用計画法施行令 (昭和49年政令第387号) 第9条第1項
実施主体	国(土地鑑定委員会)	県(知事)
価格(地点)名称	公示価格(標準地)	標準価格(基準地)
調査対象地域	都市計画区域その他の土地取引 が相当程度見込まれる区域 (21市19町) (平成18年1月1日現在)	県下全域(46市町村) (平成17年7月1日現在)
調査方法	国(土地鑑定委員会)が標準地を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って当該標準地の単位面積当たりの公示価格を判定する。	知事が基準地を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って当該基準地の単位面積当たりの標準価格を判定する。
地点数	宅地及び宅地見込地 441地点	宅地及び宅地見込地 603地点 林地 26地点 計 629地点 ※半期地価動向調査含む
価格時点(公表)	1月1日(3月下旬)	7月1日(9月下旬)